

外形標準課税対象法人に係る令和4年度税制改正について

1 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応について

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与総額の対前年度増加率3%以上等の要件を満たす法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。

【改正前】

<p>【要件】（法人税と同様） 新規雇用者の給与総額：対前年度増加率2%以上</p> <p>【控除額】 新規雇用者の給与総額 （雇用者全体の給与総額の対前年度増加額が上限）</p>
--



【改正後】

<p>【要件】（法人税と同様） 継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上(※) (※ 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることが要件とされています。)</p> <p>【控除額】 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額</p>

2 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）に対する法人事業税の所得割について、所得区分に応じた税率を見直すこととされました。

開始事業年度	所得区分		
	400万円以下の金額	400万円超 800万円以下の金額	800万円超の金額
令和4年3月31日まで	0.472 (0.4) %	0.826 (0.7) %	1.18 (1) %



開始事業年度	所得区分の廃止
令和4年4月1日以後	1.18 (1) %

※（ ）内の税率は、資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円以下の法人に適用される税率です。（保険業法に規定する相互会社については、（ ）内の税率は適用されません。）